

N自動車学校事件

その1

特定社会保険労務士

ヒライ先生の Q&A



平井 繁利

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。
特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業本質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。
(現在)岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

本件は、定年後嘱託職員として再雇用されたX1およびX2の労働条件が正職員との間に不合理な労働条件の相違があり、労働契約法20条違反があると判断された事例です。

本判決文は長文ですので、3つの争点のうち嘱託職員としての労働条件と正職員の労働条件の間に労働契約法第20条に違反する相違があるかどうかについて絞つてご紹介します。

事件の概要

1. 事件の概要

本件は、自動車学校の経営等を目的とする株式会社である被告を定年退職した後に、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）を被告と締結して就労していた原告らが、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）を被告と締結している従業員（以下「正職員」という。）との間に、労働契約法20条（平成30年法律第71号による改正前のもの。以下同じ。）に違反する労働条件の相違があると主張して、被告に対し、以下の金員の支払を求めた事案である。

（1）原告X1について

ア 主位的請求

（ア）正職員に適用される就業規則等が原告X1にも適用されることを前提に、労働契約に基づき、平成26年8月から平成30年6月の間の本来支給されるべき賃金と実際に支給された賃金との差額及びこれに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで商事法定利率（平成29年法律第44号附則17条3項により平成29年法律第45号による改正前のもの。以下同じ。）の年6%の割合による遅延損害金（主位的請求ア及びイ）
(イ) 労働契約法20条違反の労働条件の適用という不法行為による遅延損害金（主位的請求ア及びイ）

行為に基づく損害賠償として、平成25年8月から平成26年7月の間の本来支給されるべき賃金と実際に支給された賃金との差額175万4,475円及びこれに対する本件訴訟提起の日である平成28年9月14日から各支払済みまで民法（平成29年法律第44号附則17条3項により同法による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5%の割合による遅延損害金（主位的請求ウ）

（ウ）前記不法行為に基づく損害賠償として、慰謝料150万円及びこれに対する本件訴訟提起の日である平成28年9月14日から支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金（主位的請求ウ）

（エ）正職員に適用される就業規則等が原告X1にも適用されることを前提に、労働契約に基づき、平成28年年末から平成30年夏の間の本来支給されるべき賞与と実際に支給された賞与との差額及びこれに対する各支払期日の後の日から各支払済みまで商事法定利率の年6%の割合による遅延損害金（主位的請求エ）

イ 予備的請求

（ア）前記不法行為に基づく損害賠償として、平成26年8月から平成30年6月の間の本来支給されるべき賃金と実際に支給された賃金との差額及びこれに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金（予備的請求ア及びイ）（イ）前記不法行為に基づく損害賠償として、平成27年末から平成30年夏の間の本来支給されるべき賞与と実際に支給された賞与との差額及びこれに対する各支払期日の翌日から各支払済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金（予備的請求ウ）
（2）原告X2について
：以下省略：

（次号2前提事実につづく）